

# 熊谷市個店連携応援事業補助金交付要綱

令和3年1月31日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、意欲とアイデアのある市内の個店グループを支援し、市内商業の活性化を図ることを目的として、市が予算の範囲内で交付する個店連携応援事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定める。

2 前項の補助金に関しては、熊谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成17年規則59号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における各号の用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)「補助金」 個店連携応援事業補助金をいう。

(2)「個店グループ」 市内に店舗又は事業所を有する中小企業商業者が原則3者以上集まり活動している任意団体をいう。

(3)「中小企業商業者」 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条で規定するサービス業及び小売業をいう。

(補助対象グループ)

第3条 補助の対象となるグループを構成する個店は、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

(1) 市税の納税義務者であり申請時に納期の過ぎている市税を滞納していないこと

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業又はこれらに類する営業

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者

(4) その他市長が適当でないと認める営業

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、別表1に定める要件を満たす事業とする。

2 補助対象事業のうち、国、地方公共団体及び市の外郭団体から他の制度による補助等を受ける事業は、補助対象としない。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、前条に掲げる事業を実施するために要した経費のうち別表2に掲げる経費とする。

- 2 前項の規定に基づき算出された額の3分の2以内とし50万円を限度とする。ただし、算出した補助金額の1千円未満の端数は切り捨てとする。
- 3 補助金は、市の予算の範囲以内において決定する。

(補助対象事業の公募)

第6条 補助対象事業の募集は、期間を定めて公募により行う。

- 2 市長は、補助対象事業の募集に先立ち、募集要項を定めて公表するものとする。

(交付申請)

第7条 補助を受けようとする個店グループは、次に掲げる書類を前条第2項の募集要項で指定する期日まで市長に提出しなければならない。

- (1) 個店連携応援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 個店連携応援事業補助金事業計画書(様式第2号)
- (3) 個店連携応援事業補助経費明細計画書(様式第3号)
- (4) (法人の場合)法人市民税の納税証明書(写し可)
- (5) (個人の場合)市民税の納税証明書(写し可)
- (6) 補助事業の実施に要する経費に係る見積書(写し可)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助対象事業の審査及び交付決定)

第8条 市長は前条の規定による交付申請書の提出を受けたときは、事業の内容、収支の状況等を勘案し、補助金を交付することが適当と認められるときは交付決定し、個店連携応援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該個店グループに速やかに通知するものとする。

(補助対象事業計画の内容変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた個店グループ(以下「補助対象グループ」という。)は、次の各号のいずれかに該当するとき個店連携応援事業補助金変更・中止承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき
- (2) 補助事業を中止しようとするとき

(実績報告)

第10条 補助対象グループは、補助事業が完了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 個店連携応援事業補助金実績報告書(様式第6号)
- (2) 個店連携応援事業補助金事業報告書(様式第7号)
- (3) 個店連携応援事業補助経費明細報告書(様式第8号)
- (4) 補助対象経費についての領収書等
- (5) 事業実施の状況が分かる写真等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の効果が、補助金の交付決定の内容に適合すると認められたときには、交付すべき補助金額の額を確定し、補助対象グループに個店連携応援事業補助金確定通知書(様式第9号)により通知する。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、第5条の規定により額又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助対象グループは、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、個店連携応援事業補助金精算(概算)払請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

3 補助対象グループは、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知受領後、個店連携応援事業補助金概算払精算書(様式第11号)を市長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

(交付決定の取消)

第13条 市長は、補助対象グループが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の一部若しくは全部を取消し、交付すべき補助金の一部若しくは全部を交付せず、又は交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消ししたときは、個店連携応援事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助対象グループに通知するものとする。

(検査等)

第14条 市長は、補助事業者に対し、補助対象事業の状況及び経費の収支等について、市の関係職員をして現地調査等による検査し、又は報告を徴することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日でその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。ただし、改正後の第2条及び第5条の規定は、令和3年3月31日までの適用とする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

	補助対象事業
1	新たに実施する共同販売促進事業に係る経費
2	大規模自然災害又は感染症など市民の生命・財産に重大な影響を及ぼす事態の発生により市内商業環境に著しい支障をきたしている場合に、その課題解決に向けて実施する事業に係る経費

別表 2 (第 5 条関係)

経 費 区 分	例
報償費	専門家謝金
需用費	印刷製本費 消耗品費
役務費	郵便料 各種保険料 広告宣伝費
委託料	新製品・新サービス開発に要する経費 会場設営費
使用料及び賃借料	会場使用料 参加費
その他、共同販促に必要な経費として認められたもの	

※実績報告時に領収書等により支払を確認できるもののみを対象とする。